

# 尼崎市ユース相談支援事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

尼崎市ユース相談支援事業業務

## 2 事業目的

尼崎市（以下「本市」という。）において、中学校在籍中に不登校である生徒に対する支援が中学校卒業後に途切れることがないように、中学校卒業後も切れ目のない支援につなげるとともに、中学卒業後に進学も就職もしていない者やつまずきがあった者、高等学校中途退学などでひきこもり・ひきこもり気味の青少年に必要な支援を行うことで、重篤なひきこもりへ移行することを防止し、自己肯定感・社会性を育み、自立を促し、また家族等へも必要な支援を行うことで家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

ただし、委託後、業務遂行に特段の支障がないと判断し、かつ、本事業の令和4・5年度関係予算が本市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和4年4月1日から令和6年3月31日までを委託契約期間とし、委託契約の締結は単年度とする。

## 4 業務委託料

業務委託料には次のものを含むものとする。

- (1) 人件費
- (2) 交通費
- (3) 通信費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) その他、本事業を実施するにあたり必要となる経費

なお、本事業実施に係る執務場所は、訪問支援の実施や本市との連絡体制に支障がないよう、本市内もしくは近隣市において受託者側で設けること。

## 5 支援の対象

本事業における支援の対象者は、さまざまな要因により、社会的参加（就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭に留まっている状態もしくはその状態になる恐れのある、本市在住の中学校3年生（概ね15歳）から概ね29歳までの青少年及びその保護者とする。

## 6 業務委託形態

本業務委託にかかる契約は、委託者である本市と受託者が、目的及び課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割及び責任の分担の下で連携し協働の取組を行う協働契約とする。本市及び受託者は、本事業を実施するに当たり、対話を重ねること及び合意に向けて努力を積み重ねることを基本とする。

## 7 業務委託内容

受託者は、本事業の目的や事業内容を十分に理解し、ひきこもりの未然防止等に最適な方法を本市に提案し、本市と十分に協議しながら次の業務を行う。

### (1) 相談支援

#### ア アセスメント及び支援計画の作成に関すること

本事業の申請を行い、支援を受けることに同意している者（以下、「支援対象者」という。）について、相談支援の種類や内容を記載した支援方針の作成その他社会参加や自立等を図るための支援計画を作成すること。

なお、支援計画の作成にあたっては、生育歴、生活環境、疾病の程度、社会資源、支援対象者の意思や能力などを十分に踏まえたうえで、長期目標と短期目標を定めること。とりわけ、支援対象者の内、委託期間において中学校の第3学年に在籍している不登校生徒については、不登校となった理由や背景、保護者の意思などもよく考慮すること。

長期目標については、支援全体の目標となりうるものとする。

短期目標については、7（1）ウに定める「ケースモニタリング」から次回ケースモニタリングまでの期間における目標とすること。

#### イ 相談支援の実施に関すること

アおよびウにより作成した支援計画により相談支援を実施する。実施にあたっては以下のことに留意すること。

(ア) 相談支援は、訪問（アウトリーチ）にて行うことを原則とするが、本人や家族等の状況により訪問による相談支援によりがたい場合は訪問以外の方法で相談支援を行うことも可とする。

(イ) 相談支援にあたり主任相談員を配置するものとし、主任相談員は、ひきこもりに関する相談対応が可能な専門職（社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・臨床心理士または公認心理師・教員免許の有資格者、児童福祉司または社会福祉主事の任用資格を持つ者）、厚生労働省が実施するひきこもり対策推進事業における「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり相談に関する実務経験が3年以上ある者、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」において、青少年の相談に関する実務経験が3年以上ある者、もしくは、公共機関や民間事業所等において、ひきこもりの相談支援に関する実務経験が3年以上ある者とする。

(ウ) 支援の経過等について、支援対象者ごとの「ケース記録」（様式自由）を作成し、本市へ必要に応じて提示できるようにしておくこと。

(エ) 相談支援を行う人員は、原則複数名とする。

#### ウ 支援計画の見直しおよび評価に関すること

本市職員同席のもと、定期的にケースモニタリングを行うこと。ケースモニタリングの場では「ケース記録」を提出し、本市が別に定める評価指標および長期・短期目標の達成度を用いてケースを個別評価して「支援計画兼モニタリングシート」（様式1）を作成し、ケースごとに長期目標の見直しと次期短期目標の策定、支援継続・終了を含む支援量の検討について、本市と協議すること。

ケースモニタリングは、支援対象者が本事業の申請書を提出した日の属する月の3か月後を初回とし、その後原則3か月に1度の頻度で行うこととする。

(2) 支援対象者の居場所の運営に関すること

支援対象者が家族以外の他者と過ごしたり、支援対象者同士で話をしたり、活動をしたりする居場所の運営をひと月に3回以上行うこと。活動については特色のある参加型イベントを複数回実施することとし、その内容については体験やオンラインなど、支援対象者が参加しやすく魅力のある内容を行うこと。

なお、企画・運営・管理・広報・参加集計及び分析など、居場所運営に係るすべての業務を行うこと。

(3) 支援対象者等の家族交流会の運営に関すること

ひきこもりなど同じ悩みや不安を抱える家族等が交流できる場を2か月に1回以上開催すること。

なお、企画・運営・管理・広報・参加集計及び分析など、交流会運営に係るすべての業務を行うこと。

(4) 若年層のひきこもりについての啓発活動に関すること

広く市民を対象に、若年層のひきこもりに関する理解や知識を深められるよう啓発活動を年1回以上行うこと。

なお、企画・運営・管理・広報・参加集計及び分析など、啓発活動に係るすべての業務を行うこと。

(5) 関係会議等への参加に関すること

本市が行うひきこもり支援に関係するネットワーク構築および関係機関・部署との連携強化や支援体制の整備、ケース検討などを通じて支援をスムーズかつ効果的に行うために、必要な関係会議等へ本市からの要請により適宜参加すること。

(6) 受託者のもつ関係機関についての情報提供協力および新規支援対象者開拓支援に関すること

不登校生徒の進学先に関する情報など受託者のもつ情報を、本市の要請に応じ随時提供協力すること。

また本市の市立中学校等への本事業周知に関する協力をはじめ、本市の行う新規支援対象者掘りおこしについても随時協力すること。

(7) 支援対象者の引継ぎに関すること

委託契約の終了等により受託者が変更となる場合、また他の支援機関に専門支援を依頼する場合等には、事業者間で十分に支援対象者に関する引継ぎを行い、支援の連続性・一貫性が途切れないように配慮すること。

## 8 その他の条件等

(1) 費用

本事業に係る費用は支援対象者からは徴収しないこと。

(2) 業務責任者等の報告

受託者は、業務責任者及び主任相談員を定めるとともに、業務遂行に必要な専門知識と経験を有する者を相談員として定め、契約締結後7日以内に指定の様式(様式2)により本市に報告すること。また、内容に変更があった場合においても速やかに本市に報告を行うこと。

(3) 個人情報の保護

- ① 本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、尼崎市個人情報保護条例を遵守するとともに、尼崎市情報セキュリティポリシーに準拠した取り扱いを行うこと。
- ② 受託者は、委託契約期間中及び委託契約期間終了後において、いかなる理由によっても業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを本委託業務以外に使用してはならない。

(4) 活動状況の報告

受託者は、本市に対し、当月にかかる委託業務の活動状況を指定の様式（様式3、様式4）で、翌月10日までに本市が指定する手段で報告すること。なお、緊急性の高い事象が発生した場合（発生する恐れがある場合も含む）は、速やかに関係機関に連絡の上、書面等で本市に報告すること。

(5) 再委託の制限

受託者が本業務の全部を第三者に委託することは禁止する。委託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ本市に対して別途契約書で定める方法により再委託する業務の内容、再委託先、本市委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(6) 他機関との情報共有

本仕様書に基づき受託者が作成し本市へ提出したケース記録、支援計画兼モニタリングシート、その他関係書類等については、支援対象者が同意する範囲内で、本市の関係部署およびその他関係機関と情報共有するものとする。

9 委託料の支払い条件

7月（4～6月分）・10月（7～9月分）・1月（10～12月分）・4月（1～3月分）の年4回払いとして、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。

支払金額は、契約額を4等分にした額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を1回目支払分に合算する。）とする。

10 契約保証金

尼崎市契約規則第31条に基づき、契約金額の100分の5に相当する契約保証金を契約締結時に納付すること。

11 その他

本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は本市と受託者の双方が協議して決定する。

以 上